

庁内各所属への意見照会結果及び対応状況

第5回推進委員会  
令和5年11月17日（金）

資料1

ページ	意見等	修正前	修正後
1	お互い様 → お互いさま	本文3段落目 「一人ひとりがともにはぐくむお互い様の地域づくり」	本文3段落目 「一人ひとりがともにはぐくむお互いさまの地域づくり」
4	3.成年後見制度の利用の促進についての記載文内容が不恰	全国的に成年後見制度が十分に活用されていない状況を踏まえ、平成28年5月、「成年後見制度の利用促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が施行されました。この法律に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、令和4年3月には、「第2期成年後見制度基本計画」（下図参照「出典：厚生労働省」）※が閣議決定されました。この中で市町村は、国の基本計画を勘案して、基本的な市町村計画を策定することが努力義務として規定されており、このため本市では、令和2年3月に「佐倉市成年後見制度利用促進計画」（令和2年度～令和5年度）を策定しました。	全国的に成年後見制度が十分に活用されていない状況を踏まえ、平成28年5月、国で「成年後見制度の利用促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が施行されました。この法律に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、この中で市町村は、国の計画を勘案した計画の策定に努めるものとされ、このため本市では、令和2年3月に「佐倉市成年後見制度利用促進計画」（令和2年度～令和5年度）を策定しました。
6,8,37	第2次佐倉市成年後見制度利用促進基本計画 →第2期佐倉市成年後見制度利用促進基本計画	第2次佐倉市成年後見制度利用促進基本計画	第2期佐倉市成年後見制度利用促進基本計画
11	「地域の範囲のイメージ」の図 ・点線が部分的に消えている(図の下に潜ってしまっている)。 ・下の点線の位置がずれている。		いずれも修正済み
12	志津北部地域福祉センター、志津南部地域福祉センター →志津北部地域包括支援センター、志津南部地域包括支援センター	志津北部地域福祉センター 志津南部地域福祉センター	志津北部地域包括支援センター 志津南部地域包括支援センター
18	住民基本台帳のグラフの率(%)が正しくない		修正済み
19	ボランティア団体数・人数の推移のグラフ ・団体の人数の数値と団体数の線がかぶっている部分があり、見づらい。		修正済み
	子ども食堂でのボランティア活動の様子(四角枠) 【出展】社会福祉課→【出典】社会福祉課	【出展】社会福祉課	【出典】社会福祉課
21	民生委員・児童委員の活動の様子(四角枠) 【出展】社会福祉課→【出典】社会福祉課	【出展】社会福祉課	【出典】社会福祉課
22	・項目の頭「・」の位置が不揃い。		調整済み
	・引きこもり → ひきこもり	引きこもり	ひきこもり
23	相談件数のグラフ ・白黒印刷だと青と赤が同じに見える(境目がわからない)。 ・住居確保給付金が少なすぎて見えない。これだけ線グラフにする等できないか。		グラフの色を調整し、住居確保給付金のグラフを線グラフに変更

ページ	意見等	修正前	修正後
24	●上記例に係る初見 身体機能のフレイル → 身体機能の低下	身体機能のフレイル	身体機能の低下
	(令和3年度)・事業再構築支援補助金☑ → (令和3年度)・佐倉市事業再構築支援補助金	事業再構築支援補助金	佐倉市事業再構築支援補助金
34	多様な性の▼用語補足(点線枠) トランスジェスター → トランスジェンダー	トランスジェスター	トランスジェンダー
35	(佐倉市協議会委員) ← 正式名称があるのでは	(佐倉市協議会委員)	(左記佐倉市同協議会委員)
36	市HPの活用度のグラフ 良く活用する → よく活用する	良く活用する	よく活用する
38	障害児・者サービスガイドブック →このサービスガイドブックについては、「がい」は平仮名だと思われるため(ホームページを見ると、現在、作成中のよう)。	障害児・者サービスガイドブック	障がい児・者サービスガイドブック
48	□地域における交流機会の充実の担当課の誤字。	自治人権課	自治人権推進課
51,81	□介護人材確保対策 (現状)21人(目標)24人 →(現状)年21人(目標)年24人	(現状)21人 (目標)24人	(現状)年21人 (目標)年24人
52	□認知症サポーターの養成 ※「認知症サポーター」の養成講座を、… →※「認知症サポーター」を養成するため、…	～養成講座を	～養成するため
	認知症サポーター養成講座開催数 (R5年度計画値) 年40回 →認知症サポーター養成講座開催数 (目標) 年50回	年40回	年50回
60,82	(指標) ・子育て相談件数について 主要施策の成果の説明書において、令和4年度の相談件数は、子育て世代包括支援センター事業(144ページ)2882件、家庭児童相談事業(148ページ)851件あります。子育て相談件数は少なくとも3733件以上あると思います。	子育て相談件数 1913件	子育て相談件数 3733件
63	※チャレンジドオフィスさくら 令和5年度現在で、任用者5人。 →令和5年度の任用実績 チャレンジドオフィス事務員4人、支援員1人。	令和5年度現在で、任用者5人。	令和5年度の任用実績 チャレンジドオフィス事務員4人、支援員1人。

ページ	意見等	修正前	修正後
	□公共交通の整備の担当課の「課」が抜けている。	都市計画	都市計画課
	□公共交通の整備の説明文の修正 民間路線バスに対する運賃助成は実施していないため、 「民間路線バス及び※佐倉市コミュニティバスの運賃助成及び交通網の維持を図ります。」を 「民間路線バスへの助成及びコミュニティバスの運行により、公共交通網の維持を図ります。」に修正。	民間路線バス及び※佐倉市コミュニティバスの運賃助成及び交通網の維持を図ります。	民間路線バスへの助成及びコミュニティバスの運行により、公共交通網の維持を図ります。
66	(指標) の変更 ・コミュニティバス運賃割引バス発行数 (後期高齢者) →・佐倉市内を運行するバス路線数 民間23路線、コミュニティバス5路線 公共交通網の整備、維持を目標としているところでの指標として妥当でしょうか。 地域公共交通網形成計画では、交通網と利用者の維持を目標としています。 ※ちばグリーンバス：14路線、千葉内陸バス：4路線、東洋バス：1路線、京成タクシー佐倉：1路線、なの花交通バス：1路線、大成交通：1路線、山万：1路線	コミュニティバス運賃割引バス発行数 (後期高齢者) (現状) 257件 (目標) 実施継続	・佐倉市内を運行するバス路線数 (現状) 民間23路線、コミュニティバス5路線 (目標) 路線数維持
70	重点施策の とりわけ～ の囲みの中の1, 2項目目の文末の句点 (、) は3つ目にも入れるか、全部取ったほうがいいのではないかと思います。		全部削除済み
72	用語補足※生活支援コーディネーター 支援の対照 → 支援の対象	対照	対象
73	一番下から2行目、(下グラフ… と、ありますが、 グラフは次の74頁なので、23頁のように 「↓次ページに続く」を入れる?	下グラフ…	次ページグラフ…
74	アウトリーチによる生活困窮者相談支援体制イメージ図 →矢印が文字に掛かってしまっている部分がある		修正済み
77	・本文中「Act」→「Acton」 ・図中「見直」→「見直し」		修正済み
78～	指標の「現状」・「目標」の数値の位置が不揃い。		修正済み
82	介護予防ケアマネジメント延べ利用者数 (目標) 7,680人 →介護予防ケアマネジメント延べ利用者数 (目標) 8,773人	(目標) 7,680人	(目標) 8,773人
84	目標値 ・プラン決定件数 180でなく200。	180	200
87	西部地域福祉センターと南部地域福祉センターが 紹介されていますが、建物の写真が施設概要の説明に 重なっています。		修正済み

ページ	意見等	修正前	修正後
89	(概要) について 児童福祉法の改正により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）が一体となり、「こども家庭センター」に名称を変更して設置することが努力義務となっています。子育て世代包括支援センターからこども家庭センター（母子保健機能）となっても、業務について大きな変更はありませんが、主な業務の記載に修正します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届出の提出をもとに、母子健康手帳を交付します。</li> <li>・妊婦さんへの面接とアンケート結果から、妊婦さんの状況に応じたマタニティライフプランを作成し、提供させていただきます。</li> <li>・妊婦乳児一般健康診査受診票（健診の助成券）を交付します。</li> <li>・妊娠、出産、子育てに関する相談にお答えします。</li> <li>・お子さん、お母さんの状況、ご希望に応じた子育てサービスをご案内いたします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届出時の面談等や家庭訪問、関係機関からの情報収集等を通じて、妊娠婦や乳幼児等の実情を把握します。</li> <li>・妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・支援を行います。</li> <li>・必要に応じて個別にサポートプランを策定します。</li> <li>・保健・医療・福祉等の地域の関係機関との連絡調整を行います。</li> </ul>
	(連携) について 同上の理由により修正	<p>※具体的なケースでの他機関との連携やそれぞれの相談機関ごとの連携など、連携は行われている（右記の調整会議には、この表の5つの機関担当者がメンバー）。</p> <p>※今後、市町村の努力義務とされている、「包括的な支援体制の整備」に向けて、各相談機関などの連携を進めていく必要がある。</p> <p>※地域福祉コーディネーターを中心とした、相談支援や地域づくりを進めていくことができるか？</p>	児童福祉法の改正により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持したうえで、全ての妊婦、子育て世帯、子どもへの一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」の設置が努力義務となっています。両機能を一体的に運営することにより、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない対応を行います。
91	○市民意識調査概要（地域福祉）の対象者数の年度が間違っている 平成30年度→令和3年度、令和元年度→令和4年度	令和2年度2,000名・平成30年度1,400名・令和元年度2,000名	令和2年度2,000名・令和3年度1,400名・令和4年度1,400名
93	包括支援センターの認知度 → 地域包括支援センターの認知度	包括支援センターの認知度	地域包括支援センターの認知度
99	計画素案の庁内意見照会 10月30日（金）→10月30日（月）	10月30日（金）	10月30日（月）